

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

社会福祉法人京都老人福祉協会が運営する居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、公正中立な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(二) 運営方針

要介護状態等になった場合においても、尊厳を保持し、可能なかぎり住み慣れた地域において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、居宅介護支援サービスの提供を行う。

2. 事業所の指定番号及びサービス提供地域・人員配置・営業時間

墨染まちとくらしセンター居宅介護支援事業所

事業所名	墨染まちとくらしセンター居宅介護支援事業所
所在地	京都市伏見区深草石橋町 18-1
TEL・FAX	TEL 645-6550 FAX 641-9302
介護保険指定	2000年4月1日 指定番号 2670917752
サービスを提供する地域	京都市伏見区役所深草支所管内 京都市伏見区役所本所管内（住吉学区、竹田学区、桃山学区に限る）

	人員
管理者	1人（兼務）
介護支援専門員	6人（兼務含む）

平日	8時30分～17時00分
営業日	月曜日～土曜日 ただし年始（1/1～3）を除く

東高瀬川居宅介護支援センター

事業所	東高瀬川居宅介護支援センター
所在地	京都市伏見区北端町 44-7
TEL・FAX	TEL 602-3071 FAX 604-5327
介護保険指定	2000年4月1日 指定番号 2670900154
サービスを提供する地域	京都市伏見区役所本所管内（桂川以西除く）、深草支所管内

	人 員
管 理 者	1 人 (兼 務)
介護支援専門員	4 人 (兼務含む)

平 日	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分
営 業 日	月曜日～土曜日 ただし年始 (1/1～3) を除く

■春日丘居宅介護支援センター

事 業 所 名	春日丘居宅介護支援センター
所 在 地	京都市伏見区醍醐辰巳町 12-1
T E L ・ F A X	T E L 574-0610 F A X 574-0618
介 護 保 険 指 定	2000 年 4 月 1 日 指定番号 2670900147
サービスを提供する地域	京都市伏見区役所醍醐支所管内

	人 員
管 理 者	1 人 (兼務)
介護支援専門員	4 人 (兼務含む)

平 日	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分
営 業 日	月曜日～土曜日 ただし年始 (1/1～3) を除く

□ケアプランセンター 醍醐の家ほっこり

事 業 所 名	ケアプランセンター 醍醐の家ほっこり
所 在 地	京都市伏見区醍醐南里町 30-1
T E L ・ F A X	T E L 575-3888 F A X 574-2882
介 護 保 険 指 定	2002 年 6 月 1 日 指定番号 2670900618
サービスを提供する地域	京都市伏見区役所醍醐支所管内

	人 員
管 理 者	1 人 (兼 務)
介護支援専門員	4 人 (兼務含む)

平 日	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分
営 業 日	月曜日～土曜日 ただし年始 (1/1～3) を除く

□ケアプランセンターはなみずき

事業所名	ケアプランセンターはなみずき
所在地	京都市伏見区深草飯食町 839-3 グラン・レガロ藤森駅前 1 階
TEL ・ FAX	TEL 645-5200 FAX 642-5154
介護保険指定	2013 年 5 月 1 日 指定番号 2670916697
サービスを提供する地域	京都市伏見区役所深草支所管内 京都市伏見区役所本所管内（竹田学区に限る）

	人員
管理者	1 人（兼務）
介護支援専門員	6 人（兼務含む）

平日	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分
営業日	月曜日～土曜日 ただし年始（1/1～3）を除く

□ケアプランセンター深草

事業所名	ケアプランセンター深草
所在地	京都市伏見区深草一ノ坪町 40-6
TEL ・ FAX	TEL 641-2522 FAX 641-2545
介護保険指定	2025 年 10 月 1 日 指定番号 2670918891
サービスを提供する地域	京都市伏見区役所深草支所管内 京都市伏見区役所本所管内（竹田学区に限る）

	人員
管理者	1 人（兼務）
介護支援専門員	4 人（兼務含む）

平日	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分
営業日	月曜日～土曜日 ただし年始（1/1～3）を除く

※特定事業所について

平成 21 年度の介護報酬改定において、一定の資格要件を満たす介護支援専門員を配置するなど、基準を満たしている居宅介護支援事業所については「特定事業所」と呼ばれることになりました。下記事業所は、特定事業所の届出を行っています。

- ・ 墨染まちとくらしセンター
- ・ 東高瀬川居宅介護支援センター
- ・ 春日丘居宅介護支援センター
- ・ ケアプランセンター 醍醐の家ほっこり
- ・ ケアプランセンターはなみずき

なお、上記事業所は、携帯電話や転送電話により 24 時間連絡が取れる体制があり、その連絡先については重要事項説明書付属文書にてお知らせします。

3. 居宅サービスの提供方法及び内容

- ・ 介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及びご利用者から求められた時はこれを提示します。
- ・ 介護認定における訪問調査の依頼を受けた場合は、公平、中立で正確な調査を行います。
- ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関して、ご利用者とご家族の意思を尊重します。また、サービス事業者と連携し、総合的かつ効果的な介護計画を作成し、ご利用者の同意を得てサービス提供の手続きを行います。
- ・ 介護支援専門員が使用する課題分析票は、居宅サービスガイドラインとします。
- ・ 介護支援専門員の居宅訪問は、原則として毎月行います。
- ・ 相談の場所は、事業所内の相談スペースとします。
- ・ 居宅サービス計画は作成にあたってご利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- ・ 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたサービスの割合につき、別紙にて理解を得られるように説明を行います。
- ・ 契約書第 12 条 3 の記載通り、利用者又は家族が、事業者や職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力及び精神的暴力〔セクシャルハラスメントにおけるハラスメント行為を含む〕）を行った場合には予告期間を経て、契約解除を行う場合があります。

4. 医療機関との連携

(1) 病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者は、当該病院又は診療所に対して、当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

(2) 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを、当センターから、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

利用者が、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は、当センターにお申し出ください。

5. 利用料（ケアプラン作成費）

要介護者または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありませんが、目安としておよそどれくらいの費用がかかるのかを次に提示します。

・要介護1・2《1,086単位(約11,620円)》、要介護3・4・5の方《1,411単位(約15,097円)》

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた相当の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

6. 秘密の保持について

契約書第13条の記載通り遵守致します。

7. 事故発生時の対応について

契約書第14条の記載通り、事故発生時は、ご家族に連絡するとともに京都市や保険者と連携しながら、誠意をもって必要な措置を講じます。

8. 緊急時の対応について

ご利用者の居宅訪問中等に体調の急変や居宅介護支援の提供に起因する事故が発生した場合は、主治医、ご家族および関係機関等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

9. 個人情報の保護

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

10. 虐待の防止・その他

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

1 1. 相談・要望・苦情及びサービス内容等は、下記窓口まで

① 当事業所へのご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付担当者名	新留博一	電話 075-574-0610
相談解決者	川田雅之	電話 075-574-0610

(担当者に変更があった場合は、ご連絡いたします)

② その他、当施設以外に区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

伏見区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-611-2278
伏見区深草支所 保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-642-3603
伏見区醍醐支所 保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-571-6471
国民健康保険団体連合会 介護相談係	電話 075-354-9090
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話 075-252-2152
第三者委員 井上幸夫	電話 075-601-5390
高橋猛	電話 090-4641-0777
田村充子	電話 075-571-4181

・ 第三者評価最終受審日 : 令和2年5月1日

・ 実施した評価機関の名称 : 京都市老人福祉施設協議会

・ 「評価機関の開示状況」…京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構ホームページにて開示。

居宅支援事業所の利用にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付の上、居宅支援事業所の内容及び重要事項説明書の説明をしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

住所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地

事業者

法人名 社会福祉法人京都老人福祉協会

代表者名 理事長 馬場 協一郎

事業所名 春日丘居宅介護支援センター

説明者(役職) 介護支援専門員

私は、重要事項説明書に基づいて居宅支援事業所のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者本人

住所

氏名

(署名・法定)代理人

住所

氏名

(利用者との関係)

個人情報の利用に関する同意書

サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所との連絡調整等に必要な範囲において、利用者及びこの書面に記名した家族等の個人情報を使用する事に同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____

〈家族等〉

住所 _____

氏名 _____

(続柄:) _____

利用者は身体状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

〈署名代行者〉

住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係: _____)

説明年月日 令和 年 月 日

事業所名 春日丘居宅介護支援センター _____

説明者 (役職) 介護支援専門員 _____

氏名 _____